

令和 8 年度 ディサービスセンター わしずみ荘防水改修工事

設計図面

図 番	図 面 名 称
A - 01	特記仕様書 - 1
A - 02	特記仕様書 - 2
A - 03	配置図、附近見取図
A - 04	屋上平面図
A - 05	矩計詳細図

海 陽 町

株式会社 野田木内一級建築設計事務所

I. 工事概要

1. 工事名称	令和8年度 ディサービスセンターわしずみ荘防水改修工事
2. 工事場所	徳島県海部郡海陽町穴喰浦宇穴喰383番地
3. 敷地面積	m ²
4. 工事種目	工事内容：屋上屋根の防水改修。
5. 工事区分	
6. 工 期	工事完成期間は平成 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(②から⑤)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等
2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。
3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
特 記：特記事項は◎又は、○印の付いた物を摘要する。	

1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
3. 安全衛生管理	◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面（平成28年度末までを目途）は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。
4. 工事現場管理	◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。 (3) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
5. 施工調査	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
6. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は監理者へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
9. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
10. 設計変更箇所確認	◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。
11. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎電子納品：対象外 ◎提出書類 ・竣工図（製本1部）（A3 版） ・工事写真(写真帳 1 部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ） ・使用材料一覧表（ 1 部） ・保全に関する資料

2章 改修仮設工事

項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行うこと。
3. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。

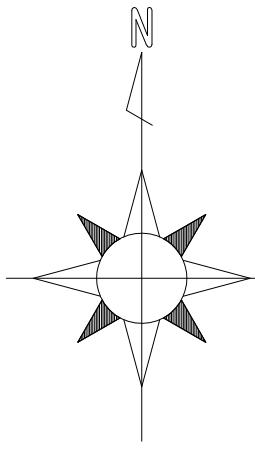
4章 防水改修工事

項 目	特 記 事 項																																												
1. 一般事項	◎保護層，防水層等を撤去した結果，下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は，上屋シート養生とする。																																												
2. 改修工法の種類及び工程	<table><tr><th>工 程 \ 工 法</th><th>S 3 S工法</th><th></th><th>工 法</th></tr><tr><td>施工箇所</td><td>R階屋上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1 既存保護層（立上り部等）撤去等</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 既存保護層（平場）撤去等</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 既存断熱層撤去等</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 既存防水層（立上り部等）撤去等</td><td>有</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 既存防水層（平場）撤去等</td><td>有</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6 既存下地の補修及び処置</td><td>有</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7 防水層の新設</td><td>有</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8 断熱材の新設</td><td>無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9 保護層の新設</td><td>無</td><td></td><td></td></tr></table>	工 程 \ 工 法	S 3 S工法		工 法	施工箇所	R階屋上			1 既存保護層（立上り部等）撤去等	—			2 既存保護層（平場）撤去等	—			3 既存断熱層撤去等	—			4 既存防水層（立上り部等）撤去等	有			5 既存防水層（平場）撤去等	有			6 既存下地の補修及び処置	有			7 防水層の新設	有			8 断熱材の新設	無			9 保護層の新設	無		
工 程 \ 工 法	S 3 S工法		工 法																																										
施工箇所	R階屋上																																												
1 既存保護層（立上り部等）撤去等	—																																												
2 既存保護層（平場）撤去等	—																																												
3 既存断熱層撤去等	—																																												
4 既存防水層（立上り部等）撤去等	有																																												
5 既存防水層（平場）撤去等	有																																												
6 既存下地の補修及び処置	有																																												
7 防水層の新設	有																																												
8 断熱材の新設	無																																												
9 保護層の新設	無																																												
3. 既存下地の補修材料	◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト，層間接着用プライマー，アスファルト系下地調整材，二重ドレン等の材料は，ルーフィング類製造所の指定する製品とする。																																												
4. ルーフドレイン廻りの処理	→ルーフドレインの端部から300mmの防水層及びシーリングを撤去し，ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。																																												
5. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状，長さ，数量等は図示する。 既存フラッシングは撤去処分とする。																																												
特 記：特記事項は◎又は、● 印の付いた物を摘要する。																																													

4章 防水改修工事

項 目	特 記 事 項
6. 塗膜防水	◎工 法：S 3 S工法

工事予定地： デイ・サービスセンターわしずみ荘
徳島県海部郡海陽町穴喰浦字穴喰383番地



附近見取図

